

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

兵庫県丹波市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P 1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	P 4
(1) 個別経営体（農業経営の指標の例）	P 4
(ア) 水稻主体	P 4
(イ) 水稻主体＋複合経営	P 6
(ウ) 野菜主体	P 8
(エ) 花き主体	P 9
(オ) 果樹主体	P 10
(カ) 畜産	P 11
(2) 組織経営体（農業経営の指標の例）	P 13
第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	P 14
第2の3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	P 14
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農地利用の効率的かつ総合的な利用に関する事項	P 16
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P 18
1 利用権設定等促進事業に関する事項	P 18
2 地域計画推進事業に関する事項	P 23
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	P 24
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	P 26
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	P 27
第5 その他	P 28
別紙1（第4の1（1）⑥関係）	P 29
別紙2（第4の1（2）関係）	P 30

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

《概要》

- 1 本市は、中国山脈の東端、兵庫県の内陸の中東部に位置し、地域内には南北に日本標準時子午線（東経 135 度線）が通っている。総面積 493.21k m²で、内 75.4%に当たる 371.64k m²が粟鹿山（標高 962m）をはじめとする標高 600m前後のやや急な斜面を持った山々であり、これら森林のふもとにひろがる中山間農業地帯である。その山々の接点を縫うようにして二大河川（加古川・由良川）の源流が走っており、加古川は瀬戸内海へ、由良川は日本海へ注いでいる。特に氷上町石生地域の「水分け」は本州で最も低い中央分水界（海拔 95m）である。気候は、兵庫県南部の瀬戸内海型気候と日本海型気候の中間であり、年間の寒暖差、昼夜間の温度格差が大きいものの、年平均気温は 14～15℃で、年間降水量は 1,500～1,600mm と生活しやすい気候である。

農業振興地域整備計画における農用地面積は 6,556.0ha（農用地区域の農用地面積：4,942.5ha）その内、農用地区域の農地（田のみ）の約 84%にあたる 3,878ha で、ほ場整備が実施されている。

《高収益性の作目の導入》

- 2 農業経営については、農業経営体総数は 2,904 戸（2020 年農林業センサス）である。その経営内容をみると、農産物を販売した経営体が 2,527 戸あり、その内 1,648 戸（65.2%）が主に水稻を作付し、2,700 戸（93%）が準主業農家及び副業的農家であり、本市の農業・農村は小規模な農業経営体を中心に担われており、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、これまで、農地の資産的保有傾向が強く、副業的農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は顕著な進展をみないまま推移をしてきたが、副業的農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている状況にある。また、新たな経営タイプとして環境に配慮した農業の取り組みを目指した I ターン、J ターン及び U ターン者の就農や定年退職者による帰農も増加傾向にある。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。農業経営の形態としては、丹波コシヒカリを中心とする稲作経営が多いが、「丹波大納言小豆」、「丹波黒大豆」、「丹波山の芋」、「薬用作物（セネガ、トウキ）」、「丹波栗」、「小菊」、「若松」、「黒ごま」等々の地域性を活かした多種多様なブランド作物が組み合わせられ生産されている。また、高収益を目指す施設型農業や、畜産等の堆肥を有効活用した有機・特別栽培などの環境創造型農業、農業の 6 次産業化（2 次産業（農畜産物の加工・食品製造）・3 次産業（直販・観光など）にまで踏み込むことで、農村に新たな価値を創り出す活動）に向けた活動も地域に浸透しつつある。

こうした状況を考慮し、地域内流通も含め「安心・安全」を前提とした「丹波市ブランド」の確立にむけ、また、集落としての機能と農地を維持するための持続可能な農業を推進する。

《魅力とやりがいのある農業経営の推進》

- 3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業

従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり470万円程度）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人あたり1,800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は、主たる従事者1人あたり概ね200万円を目指すものとする。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組として、新規に就農した青年等が、就農計画に掲げた目標の速やかな達成を図るため、就農時における能力に応じて濃密かつ継続的な指導や、各種の研修への参加を支援するものとする。

《農業者及び組織経営体の育成》

- 5 将来の本市農業を担う若い農業経営者のビジョンや本市の農業振興方針を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が農業経営の発展や地域の農業の振興を図ることに對し自主的な努力を助長することを旨とし、意欲と能力のある農業者又は農業に関係する団体が農業経営の発展や地域の農業の振興を図るに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に活用することにより、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の達成に向けた活動を活性化させ、本市の農業の発展を図る。

まず、市は、丹波市農業委員会、丹波ひかみ農業協同組合、丹波農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、地域計画の策定、見直しに向けた地域での話し合いを通じて促進する。また、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自ら地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、丹波市農業委員会と連携し農用地の所有者と耕作者の掘り起こし活動をより一層強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を促進する。これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を本市全域に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、丹波ひかみ農業協同組合作業受託組織と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の効率的な規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、丹波農業改良普及センターの指導の下に、既存野菜栽培の作型、品種の検討による高収益化や新規作目の導入を推進する。さらに、兵庫県の環境と調和のとれたみどりの食料システム推進基本計画及び丹波市有機農業実施計画に沿って、有機農業の生産から流通、加工、消費等の取組を一体的に推進することで、環境負荷軽減に配慮しながら高品質な農産物の安定生産を目指す「環境創造型農業」の更なる普及を目指し、持続可能な農業の実現を目指す。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に

に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な役割を持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては特定農業団体や法人形態への誘導を図る。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者・農業後継者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者・農業後継者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を営む者と小規模な準主業農家及び副業的農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体の発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、小規模農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積や農地中間管理事業の積極的な活用により、遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、地域計画の策定・見直しを推進する。また、地域計画における目標地図の達成に向け、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

なお、これらの取組みによってもなお担い手の確保が見込めない地域においては、農地中間管理事業の積極的な活用により、企業等の参入・参画を積極的に推進する。

《経営体の経営改善と複合経営化の推進》

- 6 丹波市農業委員会、丹波ひかみ農業協同組合、丹波農業改良普及センター等と連携し、認定農業者、また今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、スマート農業機器等の先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示、更に、農業の 6 次産業化や地域内流通、異業種の知恵を活用した技術開発や消費者等への直接販売などの新規販路開拓への取組を含め、主体性と創意工夫を十分発揮し、需要に即した生産に取り組む等の重点的指導を行う。

特に、機械及び施設の導入においては、適切な資金計画の下に機械等への投資を行うため、株式会社日本政策金融公庫や丹波ひかみ農業協同組合の融資担当者等による資金計画に関して意見聴取を実施することにより濃密な指導を行うものとする。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、既存の共同施設等の有効利用を考慮した、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(1) 個別経営体（農業経営の指標の例）

(ア) 水稻主体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>*水稻主体</p> <p>水稻 (作業受託)</p>	<p>水稻 15.5ha 作業受託 5ha (耕耘・田植え・収穫・乾燥調製)</p> <p>経営面積 15.5ha</p>	<p>トラクター 1台(60ps) 田植機 1台 (乗用8条) コンバイン 1台 (自脱型5条) 育苗ハウス 400㎡1棟 育苗機 作業場 乾燥機 (60石3台、45石1台) 糶摺り機 1台 色彩選別機 1台 フォークリフト トレーラー トラック 2台</p>	<p>パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析</p> <p>青色申告の実施</p> <p>作付品種の作期分散</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止</p> <p>話し合いと取り決めにより働く環境の整備、農繁期の雇用による省力化</p>
<p>*水稻主体</p> <p>水稻 (作業受託)</p> <p>黒大豆</p>	<p>水稻 14.5ha 作業受託 3ha (耕耘・田植え・収穫・乾燥調製)</p> <p>黒大豆 1ha</p> <p>経営面積 15.5ha</p>	<p>トラクター (60ps 1台、17ps 1台) 田植機 1台 (乗用8条) コンバイン 1台 (自脱型5条) 育苗ハウス 400㎡1棟 育苗機 作業場 乾燥機 (60石3台、45石1台) 糶摺り機 1台 色彩選別機 1台 フォークリフト トレーラー トラック 2台 大豆播種機 管理機 動力噴霧機 脱粒機</p>	<p>パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止</p> <p>話し合いと取り決めにより働く環境の整備、農繁期の雇用による省力化</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
*水稻主体 水稻 (作業受託) 小豆	水稻 15ha 作業受託 3ha (耕耘・田植え・収穫・乾燥調製) 小豆 1ha 経営面積 16ha	トラクター (60ps 1台、17ps 1台) 田植機 1台 (乗用8条) コンバイン 1台 (自脱型5条) 育苗ハウス 400m ² 1棟 育苗機 作業場 乾燥機 (60石 3台、45石1台) 糶摺り機 1台 色彩選別機 1台 フォークリフト トレーラー トラック 2台 大豆播種機 管理機 動力噴霧機 脱粒機	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 話し合いと取り決めにより働く環境の整備、農繁期の雇用による省力化

(イ)水稲主体+複合経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲主体+複合経営</p> <p>水稲 (作業受託)</p> <p>くり</p> <p>小豆</p>	<p>水稲 10.5ha 作業受託 3ha (耕耘・田植え・収穫・乾燥調製)</p> <p>くり 0.5ha</p> <p>小豆 2ha</p> <p>経営面積 13ha</p>	<p>トラクター (45ps 1台、17ps 1台)</p> <p>田植機 1台 (乗用5条)</p> <p>コンバイン 1台 (自脱型4条)</p> <p>育苗ハウス 400㎡1棟</p> <p>育苗機</p> <p>作業場</p> <p>乾燥機 (60石2台、45石1台)</p> <p>フォークリフト</p> <p>トラック 2台</p> <p>動力噴霧機</p> <p>選果機</p> <p>自走式モア</p> <p>いがむき機</p> <p>大豆播種機</p> <p>管理機</p> <p>脱粒機</p>	<p>パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止</p> <p>話し合いと取り決めにより働く環境の整備、農繁期の雇用による省力化</p>
<p>水稲主体+複合経営</p> <p>水稲 (作業受託)</p> <p>小豆</p> <p>黒大豆</p>	<p>水稲 12.5ha 作業受託 3ha (耕耘・田植え・収穫・乾燥調製)</p> <p>小豆 1ha</p> <p>黒大豆 1ha</p> <p>経営面積 14.5ha</p>	<p>トラクター (45ps 1台、17ps 1台)</p> <p>田植機 1台 (乗用5条)</p> <p>コンバイン 1台 (自脱型4条)</p> <p>育苗ハウス 400㎡1棟</p> <p>育苗機</p> <p>作業場</p> <p>乾燥機 (60石2台、45石1台)</p> <p>フォークリフト</p> <p>トラック 2台</p> <p>動力噴霧機</p> <p>大豆播種機</p> <p>管理機</p> <p>脱粒機</p>	<p>パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止</p> <p>話し合いと取り決めにより働く環境の整備、農繁期の雇用による省力化</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻主体+複合経営 水稻 (作業受託) 豆類 小豆 黒大豆 野菜 黒枝豆 やまのいも	水稻 8ha 作業受託 1ha (耕耘・田植え・収穫・乾燥調製) 小豆 0.5ha 黒大豆 0.5ha 黒枝豆 0.2ha やまのいも 0.2ha 経営面積 9.4ha	トラクター (45ps 1台、17ps 1台) 田植機 1台 (乗用5条) コンバイン 1台 (自脱型4条) 育苗ハウス 400㎡1棟 育苗機 作業場 乾燥機 (60石2台、45石1台) フォークリフト トラック 2台 動力噴霧機 管理機 大豆播種機 脱莢機 脱粒機	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 話し合いと取り決めにより働く環境の整備、農繁期の雇用による省力化

(ウ)野菜主体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜主体 (*施設野菜) 促成いちご 半促成トマト	促成いちご 0.15ha 半促成トマト 0.15ha 経営面積 0.3ha	育苗ハウス 250㎡1棟 パイプハウス 1,500㎡× 2棟 (高設栽培設備含む) 作業場 動力噴霧機 管理機	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 話し合いと取り決めに より働く環境の整備、 農繁期の雇用による省 力化
野菜主体 (*施設野菜 +露地) 水稲 トマト 黒枝豆 やまのいも 白菜	水稲 2ha トマト 0.1ha 黒枝豆 0.2ha やまのいも 0.2ha 白菜 0.2ha 経営面積 2.7ha	トラクター 1台 (32ps) 田植機 1台 (乗用4条) コンバイン 1台 (自脱型3条) 育苗ハウス 100㎡2棟 育苗機 乾燥機 (30石 1台) パイプハウス 100㎡ 作業場 トラック 2台 動力噴霧機 管理機 播種機 脱莢機	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 話し合いと取り決めに より働く環境の整備、 農繁期の雇用による省 力化
野菜主体 (*露地野菜) 水稲 なす だいこん 白菜 黒枝豆 やまのいも	水稲 3ha なす 0.1ha だいこん 0.2ha 白菜 0.2ha 黒枝豆 0.2ha やまのいも 0.2ha 経営面積 3.9ha	トラクター 1台 (32ps) 田植機 1台 (乗用4条) コンバイン 1台 (自脱型3条) 育苗ハウス 100㎡2棟 育苗機 乾燥機 (30石 1台) 作業場 トラック 2台 動力噴霧機 管理機 播種機 脱莢機	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 話し合いと取り決めに より働く環境の整備、 農繁期の雇用による省 力化

(エ)花き主体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
*花き 若松 小菊 セネガ	若松 0.9ha 小菊 0.3ha セネガ 0.2ha 経営面積 1.4ha	作業場、収納舎 パイプハウス 200㎡×2 棟 フォークリフト 結束機 選別機 畝立成型機 動力噴霧機 トラック 2台	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 話し合いと取り決めにより働く環境の整備、農繁期の雇用による省力化
*花き 若松 小菊 カスミ草	若松 0.9ha 小菊 0.2ha カスミ草 0.2ha 経営面積 1.3ha	作業場、収納舎 パイプハウス 200㎡×3 棟 フォークリフト ポットイングマシーン 灌水施設 結束機 選別機 動力噴霧機 暖房機 トラック 2台	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 話し合いと取り決めにより働く環境の整備、農繁期の雇用による省力化

(オ)果樹主体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>*果 樹</p> <p>ぶどう くり</p>	<p>ぶどう 0.7ha (雨除け簡易被覆) くり 1ha</p> <p>経営面積 1.7ha</p>	<p>作業舎 ぶどう棚 スピードスプレーヤー 梱包機 運搬車 自走式モア いがむき機 選果機 灌水施設 トラック 1台</p>	<p>パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止</p> <p>話し合いと取り決めにより働く環境の整備、農繁期の雇用による省力化</p>
<p>*果 樹</p> <p>ぶどう くり ブルーベリー</p>	<p>ぶどう 0.6ha (雨除け簡易被覆) くり 1ha ブルーベリー 0.2ha (雨除け)</p> <p>経営面積1.8ha</p>	<p>作業舎 ぶどう棚 雨除け施設 鳥獣ネット ブルーベリー棚 スピードスプレーヤー 梱包機 運搬車 自走式モア いがむき機 選果機 灌水施設 トラック 1台</p>	<p>パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>休日制の導入</p> <p>農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止</p> <p>話し合いと取り決めにより働く環境の整備、農繁期の雇用による省力化</p>

(カ)畜産

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
*和牛 水稲 繁殖和牛	水稲 1ha 繁殖和牛 56頭 (年間出荷) 経営面積 1ha	トラクター (27ps1台、38ps1台) 田植機 1台 (乗用4条) コンバイン 1台 (自脱型3条) 乾燥機 (30石 1台) 作業場 フォークリフト トラック 2台 牛舎 堆肥舎 マニュアルスプレッダー タイヤショベル	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 話し合いと取り決めに より働く環境の整備、 農繁期の雇用による省 力化
*和牛 飼料作物 繁殖和牛	飼料作物 5ha 繁殖和牛 48頭 (年間出荷) 経営面積 5ha	トラクター (27ps1台、38ps1台) 作業場 フォーレージハーベスター 播種機 タイヤショベル マニュアルスプレッダー 堆肥舎 フォークリフト トラック 2台 牛舎 飼料庫	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 話し合いと取り決めに より働く環境の整備、 農繁期の雇用による省 力化
*和牛 繁殖和牛 肥育牛	繁殖和牛 32頭 (年間出荷) 肥育牛 20頭	トラクター 1台 (38ps) 作業場 タイヤショベル マニュアルスプレッダー 堆肥舎 トラック 2台 牛舎 フォークリフト	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 話し合いと取り決めに より働く環境の整備、 農繁期の雇用による省 力化

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
*酪農 飼料作物 乳用成牛	飼料作物 8ha 乳用成牛 50頭 経営面積 8ha	トラクター (27ps1台、45ps1台) 作業場 フォークリフト 給餌機 トラック 2台 堆肥舎 飼料庫 浄化槽 温水機 バルククーラー バンクリーナー マニユアスプレッダー タイヤショベル 牛舎 育成牛舎 播種機 フォーレイジハーベスター	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 話し合いと取り決めに より働く環境の整備、 農繁期の雇用による省力化
*採卵鶏 採卵鶏	採卵鶏 2.4万羽	成鶏舎 育雛鶏舎 管理倉庫 自動給餌機 給水機 高圧洗浄機 扇風機 トラック タイヤショベル フォークリフト 選卵選別機 卵自動詰機 運搬車 卵秤量機 鶏糞袋詰め機 鶏糞乾燥施設	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 話し合いと取り決めに より働く環境の整備、 農繁期の雇用による省力化

注) 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るものとし、各営農類型の農業経営の指標について、その前提となる労働力構成は、標準的な農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者2人程度として示している。

(2) 組織経営体（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 小麦 小豆 黒大豆	水稻 15.5ha 小麦 4ha 小豆 4ha 黒大豆 3ha 経営面積 26.5ha	トラクター (17ps 1台、54ps 1台) 田植機 1台 (乗用5条) コンバイン (自脱型4条1台、普通型1台) 育苗ハウス 400㎡1棟 育苗機 作業場 乾燥機 (60石2台、45石1台) フォークリフト トラック 2台 動力噴霧機 大豆播種機 管理機 脱粒機	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施 自己資本の充実	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 給料制の導入 従事者全員の社会保険加入 労働環境快適化のための環境整備 完全雇用制による安定就業保障
水稻 小豆 黒大豆 黒枝豆	水稻 15ha 小豆 1.5ha 黒大豆 1.5ha 黒枝豆 0.5ha 経営面積 18.5ha	トラクター (17ps 1台、54ps 1台) 田植機 1台 (乗用5条) コンバイン 1台 (自脱型4条) 育苗ハウス 400㎡1棟 育苗機 作業場 乾燥機 (60石2台、45石1台) フォークリフト トラック 2台 動力噴霧機 大豆播種機 管理機 脱莢機 脱粒機	パーソナルコンピューターを利用した複式簿記及び経営分析 青色申告の実施 自己資本の充実	休日制の導入 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 給料制の導入 従事者全員の社会保険加入 労働環境快適化のための環境整備 完全雇用制による安定就業保障

(注)

- 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に本市および周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の指標を参考とし、第1の4に示す目標を目指すものとする。

第2の3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

《農業を担う者の確保及び育成の考え方》

本市の地域性を活かした多種多様な農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、兵庫県農業経営・就農支援センター、丹波農業改良普及センター、丹波ひかみ農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、丹波市立農の学校等での実践的な農業研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等の発信を丹波市農業ポータルサイトで行うとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供等の支援を行う。

《就農等希望者の受入から定着に向けた取組》

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて丹波地域就農支援センターを中心に関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、丹波市立農の学校を中心とした農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応を行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金及び国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着及び農業経営がより発展するよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

《関係機関との連携・役割分担の考え方》

市は、県、丹波農業改良普及センター、丹波市農業委員会、丹波ひかみ農業協同組合、丹波

市立農の学校等の関係機関と連携し、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 県、丹波農業改良普及センター、丹波ひかみ農業協同組合、丹波市立農の学校

新たに農業経営を開始しようとする者に対して、就農等希望者に対して農地、農業技術、農業経営に関する情報提供、研修先のあっせん及び移住相談対応等の支援を行う。また、丹波市立農の学校は農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施を行い、丹波ひかみ農業協同組合は資金調達についての相談対応を行う。

② 農地中間管理機構（公益社団法人ひょうご農林機構）、丹波市農業委員会

新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

③ 個々の集落（地域計画の作成区域）

農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

《就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供》

農業を担う者の確保のため、丹波農業改良普及センター等関係機関と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、丹波地域就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握し、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、丹波農業改良普及センター等関係機関と連携し必要なサポートを行う。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農地利用の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアについての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアについての目標	備考
41.0%	

(注) 1 目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を三作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアである。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積・集約化についての考え方

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積・集約化を進めるため、担い手間の調整等により、丹波市農業委員会及び農地中間管理機構等関係機関と連携し農用地の利用調整に取り組む。

また、担い手が不足している地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たす経営体を含め、新規就農の促進等を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、水稻を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化した農地が近年増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

本市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集約しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家であっても大量に離農する可能性が高い。また、今後10年で離農等により農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め遊休農地化し、本市の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地

域の農地を面的に集約することを誘導する等、地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、本市の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

また、丹波市農業委員会、農地中間管理機構、丹波ひかみ農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を進める。

(3) 将来の農地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容並びに関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ①認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ②地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- ④ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、関係各課、丹波市農業委員会、丹波ひかみ農業協同組合、土地改良区、丹波市地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化及び高齢化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 地域計画推進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえつつそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 利用権の設定等を受ける者が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（ウ）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（ウ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（エ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる

要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業（以下、「農地中間管理事業」という。）及び法第 7 条第 1 号に規定する事業の特例（以下、「特例事業」という。）を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業または業務の実施に関し定めるところによる。
 - ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合等は除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと見込まれること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、市に確約書を提出すること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であつて、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の履歴事項全部証明書、法人の代表者が発行する証明書等を市へ提出すること。
 - ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は、社員又は株主（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
 - ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。
 - ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定等については、③に規定する農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。
- (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（または残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移

転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、毎月、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日までに当該利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（または移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者から利用権等の設定を受けたい旨の申し出又は利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②、③及び④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を受けようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するよう努めるものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
なお、その者が(1)の④に規定する者である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料(法人である場合は定款の写しも)に添えて市に報告する旨
 - ア ①に規定する氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに①の行う耕作又は養

畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

- ⑧ ①に規定する者が③、④以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及び①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

オ 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決め

- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 20 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑤までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

① その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取消し

市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

① (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

② (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。

(15) 取消の公告

市は、(14)の取消しをしたときは、(14)の①及び②に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定の斡旋等(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項の中間管理事業の実施等)の働きかけ等を行う。

(16) 施行期間

利用権設定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)の施行後においても引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合は、同法に設けられた経過措置により定められた期間内において実施するものとする。

2 地域計画推進事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域において地域計画を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を推進する。なお、本事業を進めるにあたり課題等が生じた場合には、農業委員会、農業協同組合等の関係機関の間で情報共有を行い、適切な連携のもとで推進を行う。

(2) 協議の場の設置

地域農業の将来の在り方を検討するため、幅広く関係者に参加を呼びかけ、関係者それぞれが役割を担いながら、実りある協議が展開されるよう協議の場を設置する。協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとする。

開催に当たっては、市公式ホームページにより公表するほか、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、兵庫県、その他の関係者とする。また、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行い、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を丹波市産業経済部農林振興課に設置する。

(3) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(4) 地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方等

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更について準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有、利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けられることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勸奨等
- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う

農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程（特定農用地利用規程を含む）に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、市、農業委員会及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが

重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 市は、農業生産基盤整備を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が、経営発展を図っていく上での条件整備を図ることにより、望ましい経営体を育成するよう努める。
- ② 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の活動計画を樹立する。また、このような長期活動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組及び土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成18年4月3日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成20年12月22日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成28年9月9日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成28年12月1日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和5年9月15日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地のすべてを効率的に利用して耕作又は養育の事業を行うと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとして定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとして定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地または農業施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。

③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	③ 対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>